

## 社会福祉法人八女市社会福祉協議会災害ボランティア事前登録に係る登録基準

### (目 的)

災害に強い住民主体の地域づくりを推進し、八女市内において水害や地震等大規模災害が発生した際に、ボランティア活動を円滑且つ効果的に行い、早期復興及び復旧につなげるため、災害ボランティアの事前登録を行う。

### 1 登録条件

- (1) 災害ボランティア活動等に理解と熱意があり、八女市内及び近隣市町に在住、または勤務、在学、活動拠点を有している個人及び団体とする。
- (2) 事前登録できる年齢は登録しようとする日において15歳以上である者とし、18歳未満（ただし、学生の場合は18歳になる年度末日まで）の場合は、保護者の承諾を得た者とする。

### 2 登録手続き

- (1) 災害ボランティアとして登録を希望する者は、本会ホームページ上に設ける登録申請フォームによる登録、または、「災害ボランティア事前登録申込書」（個人用 様式1・団体用 様式2）、により登録するものとする。
- (2) 申込書を受理した場合は、「災害ボランティア登録一覧」に必要事項を記載し、登録を行う。

### 3 登録の変更・削除

- (1) 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に申し出るものとする。
- (2) 本会は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。
  - ① 登録者から申し出があったとき
  - ② 登録者が、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき

### 4 個人情報の取り扱い

登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の支援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

### 5 情報提供

本会は、登録者に対し、本会において実施する災害ボランティアに関する研修機会の提供及び災害時対応訓練等への参加案内を行う。

## 6 保険加入及び免責

- (1) 登録者は災害ボランティア活動を行う場合、ボランティア活動保険に加入するものとし、その費用は登録者自身が負担するものとする。
- (2) 登録者が災害ボランティア活動中に被った事故等による補償は、前項のボランティア保険適用の範囲で行うものとし、本会はその責任を負わないものとする。